

事業者の方へ

市の一般廃棄物処理施設への持込について

R6.3

◎ごみの持込について

事業所として登録する車両は1台とします。ごみの持込をされた際に許可証を持参されていない場合は、持込をお断りさせていただきます。

【登録をしていない車両での持込について】

①承認願を作成する（ホームページからダウンロード可能）

※登録車両以外の車両で持込をされる場合に作成をお願いします。

②計量棟受付で登録済みの車の許可証（原本）と承認願を掲示する。

※1回限りの使用になりますので登録車両以外の車両で持込される場合はその都度書類を作成し、提出をお願い致します。

※承認願の持参が無い場合は、計量棟窓口で受付の際に記入して頂くようにご案内させていただきます。

【持込場所について】

●柏原、氷上、青垣、春日、市島地域の方

【搬入施設】：丹波市クリーンセンター

【搬入時間】：午前9時00分～午前11時45分 午後13時～午後16時

【搬入日】：平日（祝日・年末年始を除く）・第2日曜日

●山南地域の方

【搬入施設】：丹波篠山市清掃センター

【搬入時間】：午前9時00分～午前11時45分 午後13時～午後16時

【搬入日】：平日（祝日・年末年始を除く）・特別搬入日

●事業系の剪定枝・刈草について

【搬入施設】：青垣リサイクルセンター

【搬入時間】：午前9時30分～午前11時45分 午後13時～午後15時30分

【搬入日】：平日（祝日・年末年始を除く）

※冬季（1月～2月）は雪の影響などで、週に2回などの搬入日を制限する場合があります。予め確認のうえ、持ち込み下さい。

○燃え殻、汚泥、廃油、ゴムくず、廃プラスチック、蛍光灯、乾電池、ガラス陶器類、がれき類、大型の金属性機械等は、業種に関わらず産業廃棄物であり、受入れできません。

業種によっては紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣等も産業廃棄物になり得るため、業種ごとの廃棄物区分は責任をもって熟知してください。

裏面もご覧ください

【申請書について】

◎申請内容の変更について

令和6年3月31日までに書類を提出して頂きますので、令和6年4月以降に、代表者や所在地の変更があった場合は、「廃棄物排出計画書（変更）」（ホームページからダウンロード可能）に変更箇所を記入して頂き、丹波市クリーンセンターまで提出をお願いします。

◎廃棄物排出計画書について

廃棄物排出計画書の裏面にある廃棄物の排出実績、排出計画については過去の実績などにより、計画数量を記入してください。排出実績量、計画量に関しては、事業所から出る全ての事業系一般廃棄物が対象になります。

【ごみの処理について】

1. ごみの減量をお願いします

市の廃棄物処理施設で受入れしている事業系一般廃棄物（とりわけ焼却ごみ）につきまして、近年搬入量が増えております。このまま増加していくと、家庭ごみの処理に影響を及ぼしかねないため、ごみの減量の取り組みをお願いします。

2. ごみの分別をお願いします

プラスチック製容器包装やペットボトル等は、施設での処理に支障のない範囲で、家庭ごみと同様の分別を守っていただくことを前提のもと受入れておりますが、燃やすごみにペットボトルなどの資源物が含まれている場合があります。資源化できるものを分別することで、市全体の資源化量を増やすことが可能になります。持込の際には、分別区分ごとに分別して頂くようお願いします。

3. プラスチックの取扱いについて

事業所から排出される梱包用のプラスチック（プラスチック製品）や注射器等が入っていた袋などの医療系廃棄物は、原則産業廃棄物にあたります。事業者の責任において、産業廃棄物処理業者へ処理を委託するなどして適切に処理してください。

※従業員飲食などから出るコンビニ弁当の容器などのプラスチック製容器包装については、汚れを落として燃やすごみと分別して頂くと搬入可能です。

4. コピー用紙などは原則焼却できません

搬入されたコピー用紙などはそのままストックヤードに溜め置き、市が委託した資源物引取業者を通じてリサイクルされます。

個人情報記載の種類等、外部流出が望ましくないと判断されるコピー用紙などを搬入の際は、シュレッダーをかけてください。

※事前申込み制で月1回程度、機密文書の溶解（業者委託）を行う予定です。

5. その他

○燃やすごみを減量すると経費削減に効果的です

事業所から出るごみのほとんどは燃やすごみです。

生ごみはよく水切りをし、剪定枝や草などは乾燥させて搬入してください。

重量が軽くなると、ごみ持込手数料も安くなります。

また、ペットボトルやプラスチック製容器包装に分別できるものは、汚れを落として、それぞれ、燃やすごみとは別にして搬入してください。



また、このマークがついているものは紙製容器包装になるので、燃やすごみや雑がみと分別して持込をお願いします。

例) 包装紙、ティッシュペーパーの箱（入口のフィルムはプラスチック製容器包装）、お菓子や調味料の箱など

○事業者の作業によって出たごみは、その事業者のごみです（発注者のごみではない）

住民から請け負った解体やリフォーム、物品の入替等の作業において、発生した廃棄物は、事業者の責任において、適正に処理してください。

事業者が処理すべき廃棄物を、住民の方や発注者等が持ち込まれた場合、搬入をお断りさせていただきます。

また逆に、住民の方の片付け等で出たごみを事業所などの他人が運搬、搬入することも禁じられています。

減量、分別資源化に努め、廃棄物の適正な排出をお願いします。

丹波市環境課